

第32号議案

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月22日

品川区長 濱 野 健

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成20年品川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「の子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項ならびに次条第1項および第3項ならびに第10条第1項および第3項において同じ。))」を加え、同条第2項中「配偶者または2親等以内の親族で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むことに支障がある者(以下「要介護者」という。))」を「要介護者(第17条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。))」に、「同項」を「前項」に改め、「の子」の次に「(民法(明

治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項ならびに次条第1項および第3項ならびに第10条第1項および第3項において同じ。)を加える。

第9条の2の見出し中「育児」の次に「または要介護者の介護」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「育児」の次に「または要介護者の介護」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第17条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第17条の2 教育委員会は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(次項において「介護時間」という。)を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、

規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 改正後の第9条の2第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による要介護者を介護する職員の超過勤務の制限に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) 育児を行う学校教育職員に係る深夜勤務等の制限の対象となる子の範囲を見直すほか、親族等の介護を行う学校教育職員に係る超過勤務の制限等を定める必要がある。